

人手不足を乗り越え、生産性向上を目指す皆様へ

# 中小企業省力化投資補助事業

事務局HP (公募要領・カタログはこちら)



## STEP1 対象要件

※公募は複数回にわたり実施予定。

準備が整い次第、事務局HPで案内します

- 中小企業等が、事務局HPに公開する補助対象製品のリスト(カタログ)に登録された製品から選んで省力化のための設備投資を行い、**労働生産性 年平均成長率3%**向上を目指す事業計画※に取り組むこと。  
※省力化で削減された工数分の人員削減を行うものは対象外
- (賃上げによる補助上限額引き上げを適用する場合、) **給与支給総額年率6%・事業所内最低賃金年額45円以上の賃上げ**に取り組むこと。

## STEP2 申請手続

- 公募要領で補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認
- **カタログを参照して製品を選び**、販売事業者に連絡
- **GビスIDを取得**※のうえ、電子申請システムにより販売事業者と共同申請

※本補助金の申請にはGビスID (アカウント) の取得が必要です。  
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビスID 検索



## STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
- **補助事業実施期間内に省力化製品の導入を行い、実績報告書を提出**
- **申請時の事業計画に基づき毎年度効果報告を提出**※

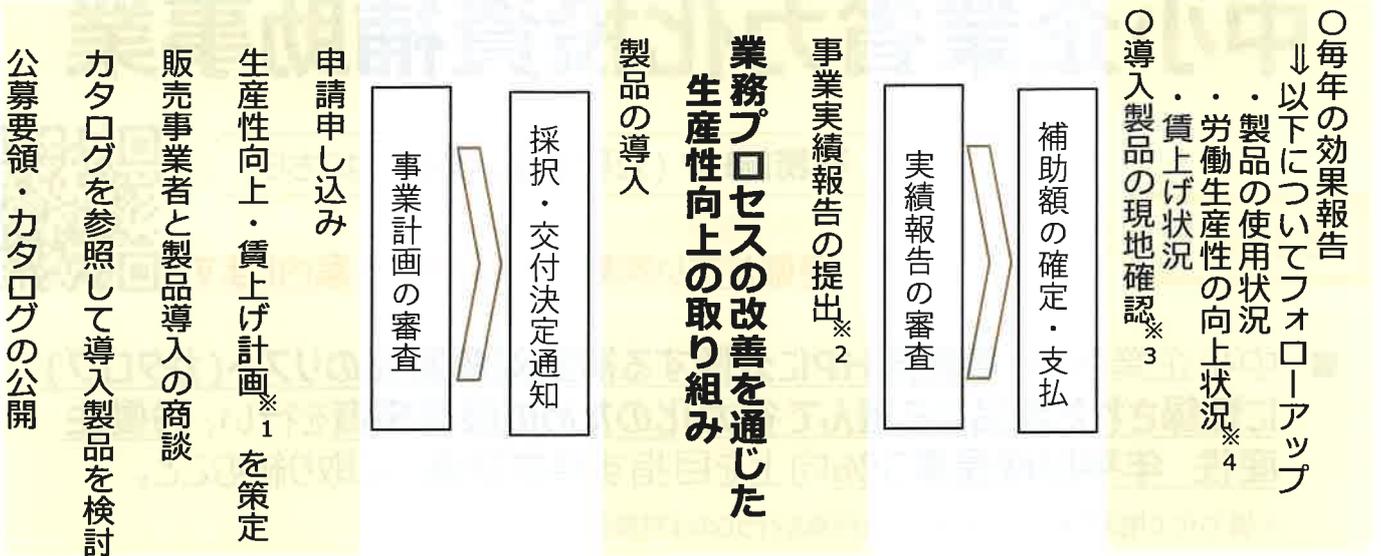
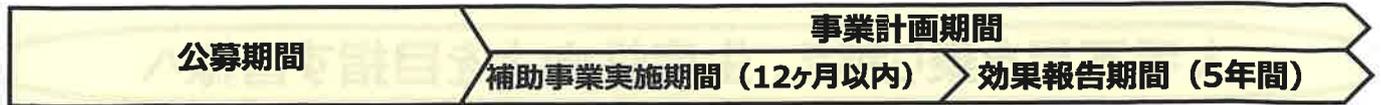
※5年の間、効果報告では、「製品の継続利用確認」、「賃上げ実績」、「付加価値向上実績」を提出いただきます。なお、本事業で発生した利益は収益納付いただく必要があります。

※補助上限等の詳細は裏面をご確認ください。

**注意：購入した製品の売却や転用、破棄等には制限が課され、残存簿価相当額等を返納いただく必要がございます。**



## 申請から事業終了までの流れ



- ※1) 補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上 かつ、②事業所内最低賃金+45円以上 とした計画を策定いただく必要があります。
- ※2) 補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合、交付減額となる場合があります。
- ※3) 確認できない場合は、交付決定取り消しとなる場合があります。
- ※4) 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定取り消しとなる場合があります。

## 支援枠・類型の概要

枠	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6～20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1,000万円(1,500万円) ※補助事業実施期間内に一定以上の賃上げを達成した場合、()内の額に補助上限を引き上げ	1/2

制度の詳細やお問合せ先は事務局HPをご確認下さい



※) 国・独立行政法人等が目的を指定して支出する他の制度との重複(診療・介護報酬対象事業や一次産業)を含む事業は補助対象となりません。

## 業種ごとの活用イメージ

### 物流業×無人搬送車

倉庫に**無人搬送車**を導入することで、**棚替え業務を省力化し、多くの受注をこなすようにすることで生産性を向上。**

### 宿泊業×自動清掃ロボット

旅館において、**自動清掃ロボット**を導入することで受付の人員を増強し、手続き**迅速化・おもてなし等で顧客満足度を向上させ、高付加価値化。**

### 飲食業×

スチームコンベクションオープン(プログラム機能付き調理器具)

**人手不足の解消のため、複数の料理を同時かつ大量に自動加熱調理可能とする。**